



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 日立ソフトウェアエンジニアリング株
代表者名 執行役社長 小 川 健 夫
(コード番号 9694 東証第 1 部)
問合せ先 広報 I R 部長 河内延泰
(TEL : 03 - 5780 - 6447)

定款の一部変更に関するお知らせ

日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、第 36 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 22 日

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 会社法において新設された制度の一部を採用するため
- (2) 会社法施行による定款規定の削除、表現の変更、字句の修正、条文の移設、条数の整理等、全般にわたる所要の修正を行うため

3. 変更の内容

主な変更の内容は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

- (1) 単元未満株主の権利制限 (変更案第 9 条)
- (2) 株主総会参考書類等のホームページ掲載による開示 (変更案第 14 条)
- (3) やむを得ない場合に取締役全員の書面による賛成によって取締役会の決議があったものとみなす制度の新設 (変更案第 23 条)
- (4) 事業年度に合わせた執行役の任期の新設 (変更案第 27 条)

以 上

現行定款規定及び定款変更案対照表

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 規 定	定 款 变 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.コンピュ - タソフトウェアの開発および販売 2.情報処理サ - ビス、情報通信サ - ビスおよび情報提供サ - ビス 3.情報処理機器および事務用機器ならびにそのシステムの開発、販売、賃貸および保守 4.前号に掲げた製品に関連して使用される機械装置、付属品、部品、消耗品の製造および販売 5.工業所有権、著作権およびコンピュ - タシステムに関するノーハウの実施許諾 6.建築工事の請負、施工、設計ならびに監理 7.航空機または人工衛星を利用した測量データ、画像データ、地図データの生成、更新、その他関連する一切の技術の研究、開発および販売 8.前各号に関するコンサルティング 9.前各号に付帯する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.コンピュ - タソフトウェアの開発及び販売 2.情報処理サ - ビス、情報通信サ - ビス及び情報提供サ - ビス 3.情報処理機器及び事務用機器並びにそのシステムの開発、販売、賃貸及び保守 4.前号に掲げた製品に関連して使用される機械装置、付属品、部品、消耗品の製造及び販売 5.工業所有権、著作権及びコンピュ - タシステムに関するノーハウの実施許諾 6.建築工事の請負、施工、設計並びに監理 7.航空機又は人工衛星を利用した測量データ、画像データ、地図データの生成、更新、その他関連する一切の技術の研究、開発及び販売 8.前各号に関するコンサルティング 9.前各号に付帯する一切の事業
(委員会等設置会社の定め) 第3条 当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。	(委員会設置会社) 第3条 当会社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。
(本店の所在地) 第4条 当会社は、本店を横浜市におく。	(本店の所在地) 第4条 当会社は、本店を横浜市に置く。
(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
(会社の発行する株式の総数) 第6条 当会社の発行する株式の総数は、2億2,700万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億2,700万株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	(削除)
<p>(1単元の株式の数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 当会社は、100株をもって株式の1単元とする。</p> <p>当会社は、1単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を発行しない。</p>	<p>(単元株式数等)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>
(新設)	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 本定款に定める権利
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおく。</p> <p>第1項の名義書換代理人は、名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務を代行するものとする。</p> <p>前各項の規定は、社債に準用する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p>
(株式取扱規則)	<p>(株式等取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。</p>
<p>(在外株主等の仮住所または代理人)</p> <p>第11条 外国に居住する株主、登録質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならぬ。その変更のあったときもまた同様とする。</p>	(削除)

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>(基準日および株主名簿の閉鎖)</p> <p><u>第12条 当会社は、毎決算期現在の株主をもって、その期の定時株主総会で株主の権利行使すべき株主とみなす。</u></p> <p><u>前項のほか、その必要を認めたときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して一定の日時現在の株主または登録質権者をもって、その権利行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</u></p> <p><u>前各項の場合において、必要あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して一定の期間株主名簿の記載または記録の変更を停止することができる。</u></p>	(削除)
<p>(招集)</p> <p><u>第13条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議に基づき、本店所在地または東京都各区内において、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の執行役がこれに当る。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条 当会社は、毎事業年度の末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(議長)</p> <p><u>第14条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の者がこれに当る。</u></p>	<p>(議長)</p> <p><u>第13条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</u></p>
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならぬ。</p> <p>前項の場合には、代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</p> <p>前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもってこれを行う。</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名捺印して当会社に保存する。</p>	(削除)
<p>第2節 取締役、取締役会および委員会 (員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役10名以内をおく。</p>	<p>第2節 取締役、取締役会及び委員会 (員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役10名以内を置く。</p>
<p>(選任)</p> <p>第19条 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が総会に出席することを要する。</p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。</p> <p>前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p>
<p>(取締役会長)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名を定めることができる。</p>	<p>(取締役会長)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、取締役会長1名を定めることができる。</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 1 週間前に発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の 1 週間前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮し前日までに発することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 23 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 22 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
(新設)	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による責任につき、同条第 5 項が準用する商法第 266 条第 19 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第 25 条 当会社に指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおく。</p>	(削除)
<p>(委員会規則)</p> <p>第 26 条 委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>	<p>(委員会規則)</p> <p>第 25 条 委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>
<p>(員数)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議をもって、当会社に執行役 20 名以内をおく。</p>	<p>(員数)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議によって、当会社に執行役 20 名以内を置く。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 28 条 執行役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 27 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。</p>

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
(代表執行役) 第 29 条 代表執行役は、取締役会の決議をもって定める。	(削除)
(執行役社長) 第 30 条 取締役会の決議をもって、執行役社長 1 名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。	(執行役社長) 第 28 条 取締役会の決議によって、執行役社長 1 名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。
(執行役の責任免除) 第 31 条 当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。	(執行役の責任免除) 第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役(執行役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。
(相談役) 第 32 条 取締役会の決議をもって、当会社に相談役をおくことができる。	(相談役) 第 30 条 取締役会の決議によって、当会社に相談役を置くことができる。
(決算期) 第 33 条 当会社の決算期は、毎年 3 月末日とする。	(事業年度) 第 31 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。
(新設)	(剰余金の配当及び自己株式の取得) 第 32 条 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。
(利益配当) 第 34 条 利益配当金は、毎決算期現在の株主または登録質権者に対し支払う。 前項の配当金が、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。	(剰余金の配当の基準日等) 第 33 条 当会社は、毎年 3 月末日又は 9 月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。 剰余金の配当が、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れるものとする。
(中間配当) 第 35 条 当会社は、毎年 9 月末日現在の株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配をすることができる。 前条第 2 項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。	
(転換社債に関する事項) 第 36 条 転換社債の転換請求がなされた場合、利益の配当または前条第 1 項の金銭の分配については、4 月 1 日から 9 月末日までおよび 10 月 1 日から翌年 3 月末日までをそれぞれ営業年度とみなし、転換請求がなされた時の属する営業年度の初めに転換があったものとみなす。	(削除)

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
<p>附則 (取締役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、取締役会の決議をもって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>附則 (取締役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、取締役会の決議によつて、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法</u>(以下、「旧商法」という。)第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 当会社は、取締役会の決議をもって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 当会社は、取締役会の決議によつて、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の<u>旧商法に基づく監査役の責任</u>につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p>

以 上